

全国都市清掃研究・事例発表会 実行委員会運営要領

(名 称)

第1条 この実行委員会は、全国都市清掃研究・事例発表会実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、社団法人全国都市清掃会議が主催し、実施をする全国都市清掃研究・事例発表会が円滑に開催され、廃棄物事業の推進を図ることを目的に開催する。

(委 員)

第3条 実行委員会の委員は、学識経験者、自治体正会員都市、賛助会員で構成する。

(委員長)

第4条 実行委員会委員長は、鳥取環境大学サステイナビリティ研究所長 田中勝 特任教授をもってあてる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は実行委員会を代表し、会務を統括する。

(取扱事項)

第6条 実行委員会は第2条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- 1) 開催場所の選定及び会期に関すること
- 2) 発表論文の募集及び決定に関すること。
- 3) 特別企画に関すること。
- 4) 発表会会期中の運営に関すること
- 5) その他目的達成に必要な事項

(委員会の開催)

第7条 実行委員会は委員長の意向を受け会長が召集する。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、全国都市清掃会議調査普及部に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

本要領は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

本要領の一部改正は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。